

第 11 編 公営企業 （石川町給水条例）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（給水装置の新設等の申込）

別紙 給水装置工事の申込・検査手順等について

令和 8 年 8 月 1 日

石川町水道事業所

1. 給水装置工事申込書の提出

- ◆ 「給水工事申込書」に必要事項を記入し、提出する。（掲載先：HP、原紙は窓口受付）
- ◆ 水道加入金は、「給水工事申込書」を提出時に納入する。

2. 給水装置工事の許可

「給水工事申込書」提出後 1 ～ 3 日後となります。

3. 工事の施工 水道法第 16 条（給水装置の構造及び材質）

- ① 配水管からメーターまでの資材は、水道法に基づいた一般的な施工とする。
参照として下記に記載します。
サドル付分水栓、防錆用インサートリング（分水栓用）、ポリエチレン、ボール止水栓、逆ボ止水栓（伸縮）
止水栓ボックス（75×600、100×600）
量水器ボックス（13～25 mm…520×300×500 30 mm以上…650×410×500）
※大口径メーターについては協議のこと
※小口径（φ30 mm以下）の VP からの分水の場合、分水箇所の手元には S K 継手を使用すること
- ② メーター以降の資材については、給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを使用すること。特に距離のある配管の場合、事前に協議を行うこと。
- ③ 分水工事については、水道事業所と協議を行い、許可を得て施工すること。
工事施工にあたっては、工事の 3 日以前に資材検査を受け、工事日を確認すること。
尚、工事日の朝、施工の有無を必ず連絡すること。（場合による施工写真の提出）
※提出の際、配管の深さの記入を行う
 - ◆ 検査資材…サドル付分水栓、止水栓、防錆用インサートリング、止水栓ボックス、ポリエチレン管、その他指示するもの
 - ◆ 分水する給水管の口径は、20 mm からとする。
 - ◆ 提出書類 ア 道路占用許可書の写し（国、県道以外の道路）

イ 道路使用許可書の写し（国、県道占用の場合）

④ 地下埋設給水管の埋設深さは、宅地で 50 cm以上、公道については協議すること。

⑤ 詳細については協議すること。

⑥ 配水管からメーターまでの標準施工図例（別紙）

* 給水管の分水工事の場合、分水承諾書による所有者同士の下承で施工する場合がある。

* 他の土地を跨ぐ給水管引込の場合、土地家屋使用承諾書（所有者同士）で行う。

4. 工事完成

* 仮設しゅん工時も検査します

* 上記合格後、メーターを設置し、本設時そのまま使用できます

* 試験水圧 1.75Mpa を 1 分間保持する耐圧試験が望ましいが、老朽した既設の配管など、損傷する場合があるため、水圧調整する場合がある

5. 給水装置工事しゅん工届の提出

給水装置工事しゅん工届の用紙に必要な事項を記入し、提出する。

（用紙は原紙収納のため、事業所で支給）

① 附近見取図 給水装置工事場所を見取図の中心に赤線で記入し、周囲の主な建物等を明記し、一見して給水装置の場所がわかるように作図すること。

② 平面図 分水した道路や付属施設、建物の配置・間取り、官民境界、隣地境界等を明記し、配管の位置、使用資材・器具を記号で表し設置場所に具体的に記入すること。

◆ 止水栓・メーターの位置（オフセット）は、構造物より二点寸法を測定し記入すること。（場合により、詳細図とする）

◆ 直結する給湯配管も記入すること。（ボイラー、瞬間湯沸器等）

◆ 縮尺は 1 / 100 から 1 / 500 を標準とする。

③ 立面図 平面図を基に作成し、配管資材名・口径・寸法、資材・器具名を明記すること。縮尺は 1 / 100 を標準とする。

④ 横断面図 道路の横断面図を作成し、配水管、給水管等の位置、埋設深さを測定し記入すること。縮尺は 1 / 100 を標準とする。

⑤ 記入する線 新設の管・器具は赤、既設管は黒、給湯管は青で記入すること。

6. しゅん工検査 水道法第 17 条（給水装置の検査）

① しゅん工検査はしゅん工図提出時に行います。

* しゅん工図提出前の電話のみの検査受付はしていません

◆ 検査日が祝日等の場合は、前日に検査します。

◆ 検査には、主任技術者及び工事施工者が必ず立会うこと。

② 水道メーターの貸与について

◆ 検査合格後メーターを設置し、水道使用となります。

◆ 水道を使用する時は、「水道使用許可申請書」を提出のこと。（HP 掲載）

* メーター取付前、管内洗浄を行うこと

水道加入金及び各種手数料一覧

令和元年10月1日改定

1. 加入金

メーター口径	加入金の額
13mm	65,573円
20mm	104,980円
25mm	170,447円
30mm	308,214円
40mm	426,116円
50mm	642,485円
75mm	1,501,340円

2. 手数料

1) 設計審査及び工事検査手数料（1件につき）

メーター口径	新設又は改造工事	その他の工事
13mm	5,000円	2,500円
20～30mm	7,000円	3,500円
40～50mm	10,000円	5,000円
75mm	15,000円	7,500円

- | | | |
|----|----------------|---------|
| 2) | 給水装置工事事業者指定手数料 | 10,000円 |
| 3) | 道路占用申請代行手数料 | 7,000円 |
| 4) | 分水工事手数料 | 3,000円 |
| 5) | 各種証明手数料 | 200円 |
| 6) | 給水台帳写し交付手数料 | 200円 |